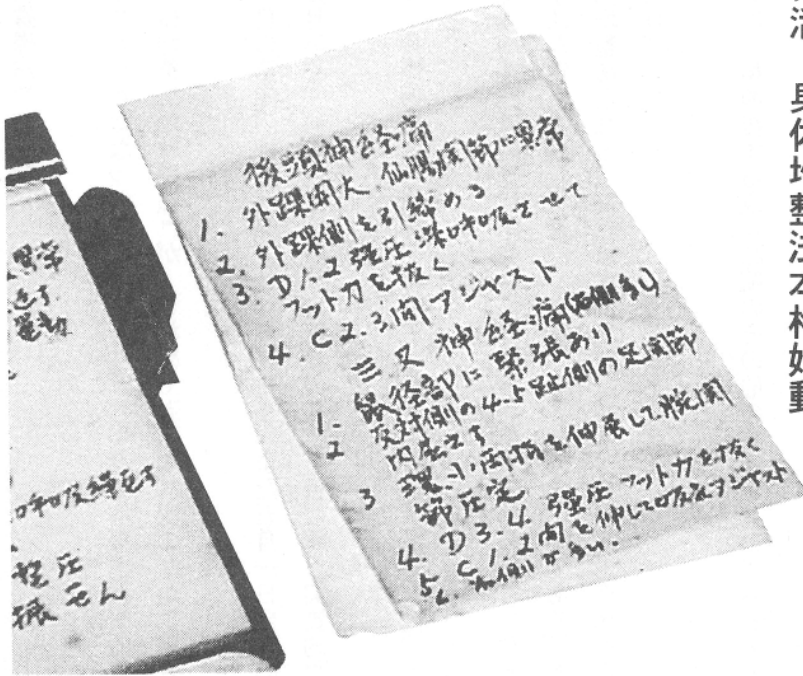


第五章

死中に活、身体均整法本格始動



一 『身体均整法特殊操法』の発刊

今回の調査をとおして明らかになったことは、一九五六年身体均整法五冊の著書の最初の一冊として発刊された『身体均整法特殊操法』が、きわめて過酷な状況のなかで書き上げられたということであつた。

この著書は、四月五日の第四回技術学会より一カ月早く、また五月一日発刊の『全療新聞』一九号の連載より二カ月早く、同年三月、身体均整法の存在を世に問う実質的な第一歩として発刊された。

その調子は、冒頭の「身体均整法特殊操法の辞」からして、ただならぬ雰囲気を漂わせている。

本書は著者の身体均整医道の行、学の二道の特殊なるものを文字にしたものである。即ち、著者の特殊均整法が質（すがた）となつて文字に変わったものである。故に本書の文字は再転して又特殊均整法となる。されば本書を読む諸士は文字と思うべからず。即ち之身体の特特殊均整法なり。

その張りつめた空気は、相前後する亀井師範のその他の文章と並べてみると如実に浮かび上がってくる。

たとえば二年前、亀井師範は、『愛媛県療術技術学会抄録』の冒頭（一九五四年一月発行）に、「解説者の言葉」として次のような文章を添えている。

微妙なる操作を文字に変える訳文化、もともと愚鈍の性、うまく本（※翻か？）訳できるわけがありません、兎にも角にもまとめたものがこれです。発表者全員の操作を文字になおすと大変な手数をとられるので、特異な珍しい操作のみに限定させて貰いました。

両者の調子の違いを見ると、『身体均整法特殊操作法』に託されたなみなみならぬ思いの丈が身に迫ってくる。さらに「身体均整法特殊操作法の辞」は言う。

尖！ 特殊均整法、形を変じて減せる文字となる。減せる文字、諸士の行則によって還つて形を現じて特殊均整法となり人を益する。也。善哉、善哉、善哉

ここには、あたかも文字の制約を突き破つて、「特殊均整法」の血肉を具現しようとするかのような、はりつめた緊張感が漲っている。これはまさしく修行修学の言辞である。

『全療新聞』一一八号（一九五六・四・一一）覆面居士「療術運動の二面」は、当時の状況を次のようにまとめている。

その精魂も続かぬ程の疲弊困憊の生命を引き摺るような現実になお且つ鞭うって業者の前に立つて尊き娑婆権獲得のために十年にわたりて、家庭と営業をも顧みず法制運動に挺身した先輩幹部。昼夜の別なく朝變暮改の政界の渦中を遊泳して全く絶望の中から法律一六一号の発令によつて、足がかりを作つてくれた闘志と委員の方々。不満やる瀬なき一六一号と雖も労苦の集積結晶であると思えば合掌して感謝し、この場から再び発足しなければならぬ。これは悲願の療術に与えられたる宿命か。

また『全療新聞』一一九号（一九五六・五・二）のコラム「療術春秋」には、

苦難は悲願の療術に与えられた宿命として、先輩闘志を徒に犬死にさせてよいのか。己れの安全のみを護り、見込み薄なら協力するのは無駄である云々の日和見主義者によつて、前線はいつも苦戦また苦戦で疲れている。

とある。

『身体均整法特殊操法』の厳しい言葉は、こういった苦境をなんとか喝破しようとする叫びのようにも聞こえる。

二 身体均整法の主張

第一節「身体均整法の主張」は、スタート台に立った身体均整法の姿を、広く療術界さらには厚生省サイド医学サイドに対して代表する貴重な産声である。亀井師範が、その全精力を注ぎ込んだ一節といっても過言ではないであろう。

「身体均整法の主張」には、従来の亀井師範の療術論とまったく趣を異にする主張が盛り込まれている。

ここではとくに二つの事柄に注意をしておきたい。

まず第一に、人体図に基づいて、解剖学的な左右三四対の「線」を示したうえで、「身体の弱疾患、犯罪、知能薄弱等身体のすべての体疾、動、行為の矛盾は、上述各線に沿う骨格の不均、不整、各部の左右の不均、不整形相、形性形態によつて生起する。」としたことである。ここに、身体の病理についての独自の明解な立場が表明されている。

さらに、理想的な健康体についても、次のように明確な判断が示されている。

各線に沿った骨格の左右が均整であり、各部の左右が同じく均整であつて、一呼吸対四脈

搏の生理的呼吸がおこなわれているならば直立位即ち第一表の足間中心点に身体の重心が落下します。これが身体本然の姿であり、物、心不二の統一された生理的強健体であります。

かつて愛媛県療術師会主催でおこなわれた「技術学会」や「中・四国學術発表会」、また同年『全療新聞』に連載が開始された「身体均整操法類別矛盾克復法」において、療術の技法は、医学的な症候概念に基づいて整理されていた。

そこには、療術のもたらす「療治現象」が、医学的立場から見ても十分把握可能な効果・身体の変化を伴っているという主張が込められていたと思われる。

しかし結果的には、厚生省医学サイドの療術の危険性に対する懸念を生み、療術の技術としての自律性を疑わせることになってしまったのであった。

『身体均整操法特殊操法』の簡潔で明解な「主張」は、まさにこの点に対する回答でもある。身体異常に対して、身体各線に生じた不均不整の状態を観察して調整するという、現代医学とはまったく異なる独自の、そしてまた簡潔なアプローチが展開されることとなったのである。

身体の弱、疾患、犯罪、知能薄弱等身体のすべての体疾、動、行為の矛盾は、上述各線に沿う骨格の不均、不整、各部の左右の不均、不整形相、形性形態によって生起する。

各線に沿った骨格の左右が均整であり、各部の左右が同じく均整であつて、一呼吸対四脈搏の生理的呼吸がおこなわれているならば直立位即ち第一表の足間中心点に身体の重心が落下します。これが身体本然の姿であり、物、心不二の統一された生理的強健体であります。

さらにこの明快さを、一九五一年に刊行された『日本療術学』と比較してみよう。

『日本療術学』のなかで、亀井師範は、次のように「暫定的生活体」なるものを規定している。

人間の實際生活に関する科学的研究というものは事實上、…窮極的生活体を解釈しなければ方針に迷うというわけではないのである。…臨床医学に於いては…この患者は物質であるか現象であるかといふやうな研究は必要がない。患者は患者として、療術師は療術師として、乃至医者は医者としてそれぞれ生活体であるものとすれば足りるのである。このやうな生活体、即ち方法論上の生活体を、暫定的生活体と名付ける。

では、「療術師は療術師として」どのように「暫定的生活体」を把握するのか？

亀井師範は、「暫定的生活体としての生体の変化發展法則」として、「生活体の基礎法則」「生

活体の高次的法則」に大別される計二〇の具体的な法則を挙げている。

生活体の基礎法則

一、生活体の發展動因の法則

二、生活体の合目的的活動の法則

三、生活体の生命力増減の法則

四、生活体の生命力増大過程の法則

五、生活体の發展速度の法則

六、生活体の生体不變の法則

生活体の高次的法則

一、生活体系化の法則

・ 範圍拡大縮小の法則

・ 密度増大の法則

・ 生命力飛躍増大の法則

・ 中心統一の法則

・ 従力至量の法則

・ 有効部面先行の法則

・必要部面先行の法則

・心縁結合の法則

・力縁結合の法則

二、反応圈拡大の法則

三、矛盾早期克服の法則

四、計画的發展の法則

五、矛盾原因追求の法則

その内容はどのようなものか？

たとえば「一、生活体の發展動因の法則」について、『日本療術学』P・六五には次のように述べられている。

生活体ハ發展ノ動因ヲ本具シテ運動シツツアル實在デアル（發展動因本具の法則）…生体

そのものを根源的法則に於て捉えたものがこの第一法則即ち發展動因本具の法則である。

即ち生活体は生体の本質たる發展の動力因を本来具有してそれ自体發展的に運動し實在であるといふ意味を簡潔に表現したものである。

このように『日本療術学』の「暫定的生活体」の把握は、けっして簡潔なものではなかった。『身体均整療法特殊療法』の示した身体の捉え方が、療術の実技を反映した簡潔明瞭なものであったのに対して、『日本療術学』のそれは、療術の経験から反省され帰納された「哲学的な見識」とでもいふべき内容だったのである。

このようなことから、『身体均整療法特殊療法』がきわめて実践的な指向性に貫かれていたことがわかる。

これらの事実、亀井師範の立場が、「事実としての療術」の科学的解明（『日本療術学』）から、目の前の療術師の活動のあり方へ向けて、より実践的に先鋭化していったことを示している。

三 観歪法と類別矛盾克復法

この年、『全療新聞』一一九号（一九五六・五・一）から、『類別矛盾克復法』の連載が開始された。

このことは、愛媛県療術師会の療術科学化運動やその集大成である『類別矛盾克復法』に対する亀井師範の自負の高さを物語っている。

一方で、一九五六年当時、京大生活科学研究『手技療法に関する質問要項』をつうじて、医学的な疾患名を掲げた療術科学化運動の問題点が、広く意識されていた。

『類別矛盾克復法』は、医学的な症候概念にそって整理された技法の書であり、一方では、療術科学化運動の難点がもつとも集中的にあらわれた著作でもあった。

亀井師範は、一九五六年という時代のはざまにあつて、この矛盾する点をどのように解決しようしたのであろうか？

一九五六年に完結されたとする身体均整法四冊の著書のうちの一冊、『身体均整操法特殊技法』が実際に刊行されたのは一九五九年一月である。そのなかで次のように『類別矛盾克復法』との関連が述べられている。

「内臓諸器官均整法の言葉」

内臓、諸器官の類別の包括的操作は、類別克復法と銘うって別冊になっている。本稿の操作は、類別克復法に用うる特殊な技法の集成である。（『特殊技法』P・一）

「神経均整法の言葉」

神経均整法と称しても、当稿のものは特別な技法を取り上げたにしか過ぎない。矛盾克服

の類別神経反射法に関しては別項において記述する。しかし当技法がそれ等の克復上の基礎技法になるので、敢えて別座にした訳である。それは矛盾克復の類別操作に応用する際に非常に便宜な為である。（『特殊技法』P・二一）

※『特殊技法』の内容は、現在「活法」「均整体操」の二章を除いた全編が『身体均整法オステオパシー』に再録されている。「神経均整法の言葉」は、ほぼそのままの形で保存されている。一方、「内臓諸器官均整法」の言葉は、省略されて現在目に出ることが出来ない。

これらの表現から、『特殊技法』における「特殊」とは、『類別矛盾克復法』に記載された「包括的操作」に対しての「特殊」であり、『類別矛盾克復法』に用いる「特殊な技法の集成」という意味での「特殊」だったことがわかる。

当時、『類別矛盾克復法』が身体均整法の技術構成の中核的な位置を占めていたことがわかる。また『全療新聞』連載の冒頭、「『類別矛盾克復法』は…技法における蓮の巻」と形容されている。

「蓮の巻」とは、悟りをひらいた者が腰をすえる座であり、あるいはまた、泥のなかに開花した聖なる花の喩えであろう。

これらの事実は、当時の身体均整法において、『類別矛盾克復法』が重要な位置を占めていた

ことを示している。

ここに疑問が生ずる。一九五六年四月五日開催の「第四回技術学会」の目次は、一、自彊生体術、二、身体観歪法、三、身体均整法の三部構成からなっており、『類別矛盾克復法』の姿が見当たらないのである。

技術における中核であった『類別矛盾克復法』をあえて伏せるには、よほどの決断があつたと思われる。

おそらくこの時すでに、亀井師範は、医学的な疾患名を掲げることの問題点を強く意識していたものと思われる。

一方、身体均整法の集中講議において、「観歪法」の位置付けがきわめて大きなものであつたことも驚きである。

「観歪法」は、『類別矛盾克復法』の連載冒頭で述べられているように、この時唯一完結していない「身体均整法の著作」であつた。

伏された『類別矛盾克復法』と、逆に未完結のままクローズアップされた「観歪法」、両者はいずれも脊髄神経反射法に基づいており、内容的に姉妹関係にあることは周知の事実である。

両者の関係をいまい少し整理してみたい。

「観歪法」の存在をはじめて明らかにしたのは、一九五六年三月に発刊された『身体均整療法

「観歪法」は、一九五六年四月の「第四回技術学会」で、著書として未完結でありながら、『類別矛盾克復法』にかわって身体均整法集中講議の中核に位置付けられている。

この事実は、「観歪法」が、当時の身体均整法のあり方を最も代表しているのではないかと推察するに足る十分な材料である。

じつは「観歪法」には、一九五八年三月二〇日刊の初版本が存在する。一九五八年版『身体均整操法観歪法』（以下、初版『観歪法』と略す）と、現行の一九七四年版のあいだにはかなりの違いが見られる。

ここでは、両者を突き合わせてみながら、一九五六年当時の「観歪法」の特徴を掘り起こしてみたい。

まず初版『観歪法』に対して、現行の一九七四年版では以下の項目と内容が削除されている。

※現行の一九七四年版のP・一七四「編纂にあたり」では、編纂者坂本末広氏自身が、初版『観歪法』との内容の違いについて、加筆ならびに削除の過程を次のように整理している。

本書は身体均整法創始者故亀井進先生が愛媛県会員に研修プリントの残部を製本して、昭和三十三年八月二〇日発行（八〇部限定）身体均整法「観歪法」を元に、其の後の研究の成果を加筆されたものを四一年早春小生が

特別に拝借して転記したものと三六年四月に講師教育として松山地区の会員に数日間特別講議された椎骨神経反射等を加えて、姿勢保健均整専門学校教材用に編纂しました。授業担当分野が他教科と重複する面がありますので元本より約六〇頁除外しました。

整体協会選出整圧点（六ページ） 頭部活点、眼病圧点、気管支圧点など

全身一五五以上の点。

身体均整協会補足整圧点（〃） 眼營養神経矯正点、鼻神経矯正点など

全身一五一以上の点。

指趾観金表（三ページ） 指趾についてのまとめの文章。

各内臓器官の記述と重複。

脊柱における力学的重力関係椎骨観歪表（五ページ）

C二、四、D二、五、一〇、L一、二、三、五、
姿勢についての説明の文章。

椎骨移動観歪表（二五ページ）

「椎骨移動の徴候」「姿勢上の観察」

「棘突起ならびに横突起の観察」についての文章。

整体協会選出、十二種の体質（五ページ）

各種体質の「体型」「体癖」をまとめた文章。

色対観歪表（二ページ）

顔面の反射点計四七点ほか。

体型観歪表（一五ページ）

「胸鎖乳突筋A型」「胸鎖乳突筋B型」など、

計三三体型の体型・体質・均整法をまとめた文章。

諸器官介達筋肉観歪表（四ページ）

「脳」「眼」など内臓器官ごとに

関連する筋肉をまとめた一覧表。

応象観歪表（五ページ）

五行の色帯表。

※現行版で削除されたもののうち、「体型観歪表」「諸器官介達筋肉観歪表」は、姿勢保健均整専門学校教材



亀井師範直筆のメモ
(四男・亀井孝先生所蔵)

- 痛 正 袖 腹 常
筋 張 吸 氣 筋 運動
1. 三角筋 呼吸 運動
2. D3 圧 坐 骨 部
3. L2 の 位 坐 骨 部
4. 三角筋 後 側 部
5. 上 肢 坐 骨 部

- 舌 炎
1. 肝 炎 あり
2. D5 圧 坐 骨 部
3. 肝 臓 深 部
4. C 4.5 圧 坐 骨 部
5. 咽 頭 振 動

- 後頭
1. 外 踝 部
2. 外 踝 部
3. D1.5
4. C

1-2

『姿勢均整学』の「諸器官と相關椎骨」「骨格筋の投影姿形と器官の相關關係」として、簡略された形で残されている。

逆に、初版『観歪法』になくて現行版に追加されている内容として、『類別矛盾克復法』の内容を転記したと思われる医学的な疾患についての調整手順の一覧がある。

※また各内臓諸器官ことに付された神経学的・生理学的な説明の文章に関しては、初版『観歪法』に比して現行版はかなり加筆されている。

さて、これらのことからのような最初期の「観歪法」像が浮かび上がってくるのだろうか？
まず第一に、調整技法に関する記述がいつさい見られないことである。

愛媛県療術師会主催の「第四回技術学会」では、第一部「自強生体術」が自動法つまり体操の技法の紹介であり、第三部「身体均整法」は、「全身基本的整操法、脊柱矯正法、肋骨矯正法、骨盤矯正法、肢趾関節矯正法、関節転位矯正法、整筋反射矯正法、整息矯腹法、神経反射矯正法、救急特殊操法」など、あきらかに他動法つまり調整法についての紹介になっている。

したがって第二部「観歪法」は、おそらく自動法や他動法などの調整を目的とした技法ではなかったはずである。

当時「身体均整法の主張」は、「観歪法」を、「骨格の不均、不整、各部の左右の不均、不整形相、形性形態の具体的表示」をおこなうと明確に断っており、これらの材料から考えると、この当時の「観歪法」は、その字義どおり、観察法を示すものと考えるのが妥当ではないだろうか。そのことは、初版『観歪法』の内容に踏み込んでみるというそう明らかなである。

初版『観歪法』では、現行版の内臓諸器官ごとの表記に続いて、さらに部位別の表記・身体の歪みに基づいた表記が追加されている。

具体的には、指趾観歪表・色対観歪表など、手足先あるいは頭部顔面についての観歪表、また体型観歪表や諸器官介達筋肉観歪表など、筋肉の異常とその投影姿形、内臓諸器官の異常反射とを関連づける表記法が採用されている。

また「脊柱における力学的重力関係椎骨観歪表」「椎骨移動観歪表」など骨格の作用や骨格変位についての詳しい解説も見られる。

つまり観察の切り口として現行版よりはるかに豊富な視点を提示しているのがわかる。初版『観歪法』は、『類別矛盾克復法』の内容を、内臓器官別、部位別、筋肉別、骨格変位別など、さまざまな観察の便宜のために、整理しなおしたものと考えるのが妥当であろう。

五 一九五六年当時の身体均整法の姿

「十二種体型」は、今日、身体均整法におけるきわめて重要な概念であるが、この当時の身体均整法において、「体型」という概念が、「身体諸筋の投影姿型」を指していたという事実は驚きである。

初版『観歪法』の「体型観歪表」にまとめられた「体型」は、「胸鎖乳突筋A型」とか「胸鎖乳突筋B型」、「斜角筋型」など、筋肉名に基づいた分類なのである。

続く「諸器官介達筋肉観歪表」には、内臓諸器官の異常がどのように筋肉に投影されるかがまとめられており、内臓諸器官の異常と身体の体型的な歪みを橋渡ししている。

ここに、次のような一連の流れが想定できる。

- (1) 内臓諸器官の異常反射が全身のどのような筋肉に投影されるのか。
- (2) 個々の筋肉に着目してみると、各々はどのような内臓の異常反射の影響を受けるのか。
- (3) そのことは、結果的にどのような体型の歪み（投影姿型）を生ずるのか。

こうしてみると、「観歪法」がなにゆえ「歪みを観る法」と命名されたのかがよく理解できる。

「観歪法」は、内臓―筋肉反射に基づいて、身体の歪みの背後にどのような内臓の異常反射が隠されているかを捉えようとする観察技法の書だったと見られるのである。

さらに、現行版でわたしたちが見慣れている各内臓器官ごとの観歪表が、あえて筋肉図に書き

込まれたことの意味が明瞭に理解されよう。

このことは、身体均整法における「体型」概念が、『類別矛盾克復法』から『観歪法』に至る脊髄神経反射の流れを、一つの足がかりとして持つて示していることを示している。

事実、一九六四年の『均整講座集』第二号において、「均整法は根本的に理念に於いても考え方に於いても（野口整体と）違つていて十二種体質の研究に於いても些か異なっているので、今後、整体に準ずるような説き方は排し、純然たる均整法に就いて述べる」とし、同じ年の『均整講座集』第三号「第一 十二種体質基礎医学と疾病との関係について」では、『類別矛盾克復法』的な内容を全面に押し出した解説が展開されているのがわかる。

その意味で、初版『観歪法』は、初期の身体均整法における「体型」の姿を伝える貴重な資料といえよう。

また「十二種」という概念は、「整体教会選出、十二種の体質」として独立した一節を構成しており、その際、「十二種」があくまで「体質」として捉えられていたことも確認できる。

これらの事実は、一九五六年の身体均整法がいまだ形成途上にあったことを示しているよう。

そこで思い出していたきたいのは、一九五七年一月に発刊された『類別矛盾克復法』の冒頭にある一説である。

本書は種類別に脊髄神経反射を主体にして組成した身体の操縦法であるが、本書程度のものは世に出ておらねばならないはずのものである。しかるに前口上や有閑語で満ちている著書のみで残念に思い、その任ではないが、やんごとなく基礎をかためてみた。本書は地盤工事であり、土台工事である。

ここでは『類別矛盾克復法』の存在を「地盤工事であり、土台工事である」とはつきり規定している。

このような表現は、いまだ形成途上にあつた生々しい身体均整法の姿を伝えるものであろう。紹介してきた経緯に照らしてみると、『類別矛盾克復法』は、いまだ未完であつた『観歪法』にとつての「地盤工事であり、土台工事」であつたと思われる。

つまり『観歪法』は、愛媛県療術師会との共同研究の成果を、「身体のすべての体疾、動、行為の矛盾は、上述各線に沿う骨格の不均、不整、各部の左右の不均、不整形相、形性形態によつて生起する」とした「身体均整法の主張」に引き継ぐ役割を果たすものだったといえよう。

医学的な疾患名を挙げた療術論から、身体の歪みを対象とする「身体均整法」へ、積み重ねられてきた療術研究の成果を橋渡しする重要な跳躍点だったのである。

さらに、身体の歪みへの着目は、別の面でも重要な意味をもっていた。

按摩講習問題や「日本指圧師会」との関係に揺れる巷の療術師に対し、手技療術についての、

簡潔で一貫した基礎原理を提供する企てでもあったからである。

「指圧、整体、カイロプラクテイク、オステオパシー、スポンジロセラピー、体質匡正等の術技」を「融合統一された術技」として体系づける強力な接着剤としての身体均整法である。

一九五六年、このようにして身体均整法は、療術界のかかえるさまざまな問題に果敢に挑むべく、その姿を世に現わすこととなったのである。